

## ○タイムズカー貸渡約款 新旧対比表

(下線赤字が改定部分)

【現行】	【改定】
<p>第1条 (約款の適用)</p> <p>1. タイムズモビリティ株式会社(以下「当社」といいます)は、この約款(以下「本約款」といいます)及び細則の定めるところにより、当社所定の<b>保管場所</b>(以下「ステーション」といいます)に<b>保管されている</b>貸渡自動車(以下「カーシェアリング車両」といいます)を第2条に定める会員に貸し渡し、会員がこれを借り受けるシステム(以下「本サービス」といいます)を運営します。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。</p>	<p>第1条 (約款の適用)</p> <p>1. タイムズモビリティ株式会社(以下「当社」といいます)は、この約款(以下「本約款」といいます)及び細則の定めるところにより、当社所定の<b>貸渡場所</b>(以下「ステーション」といいます)に<b>において</b>貸渡自動車(以下「カーシェアリング車両」といいます)を第2条に定める会員に貸し渡し、会員がこれを借り受けるシステム(以下「本サービス」といいます)を運営します。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。</p>
<p>第3条 (入会)</p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. 当社は、審査の結果、入会申込者が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。</p> <p>(1)カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき。</p>	<p>第3条 (入会)</p> <p>1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、審査の結果、入会申込者が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。</p> <p>(1)カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許証、<b>当社が指定する免許の種類・条件等を満たした運転免許証</b>を有していないとき。</p>
<p>第3条 (入会)</p> <p>4. 当社は、レンタカーに関する基本通達(<a href="#">国自旅第48号令和元年7月1日</a>)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示 (WEB申込においては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写の承諾を求め、会員はこれに同意します。なお、入会申込の際に入会申込者が当社に提出した申込書、運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、入会申込者又は会員に返却しないものとします。</p>	<p>第3条 (入会)</p> <p>4. 当社は、レンタカーに関する基本通達(<a href="#">自旅第138号平成7年6月13日</a>)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示 (Web申込においては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写の承諾を求め、会員はこれに同意します。なお、入会申込の際に入会申込者が当社に提出した申込書、運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、入会申込者又は会員に返却しないものとします。</p>
<p>第6条 (会員資格の停止及び取消)</p> <p>1. 会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消を行うことができるものとします。</p> <p>(1)カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許資格を喪失したとき。</p>	<p>第6条 (会員資格の停止及び取消)</p> <p>1. 会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消を行うことができるものとします。</p> <p>(1)カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許資格を喪失したとき、<b>又は当社が指定する免許の種類・条件等を満たした運転免許資格を喪失したとき。</b></p>
<p>第22条 (禁止行為)</p> <p>(1)～ (8) (省略)</p> <p><b>(9)当社又は他の会員若しくは第三者に著しく迷惑を掛ける行為 (カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない) を行うこと。</b></p>	<p>第22条 (禁止行為)</p> <p>(1)～ (8) (現行どおり)</p> <p><b>(9)不規則な運転 (蛇行運転、急加速、不必要な急停車等を含むがこれに限られず、交通法規上違法であることを要しない。) 又は不適切な駐停車 (当該場所の公有・私有を問わない) 等往来・周辺環境の安全に支障を来す行為を行うこと。</b></p> <p><b>(10)当社又は他の会員若しくは第三者に著しく迷惑を掛ける行為 (カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない) を行うこと。</b></p>
<p>第35条 (個人情報の取扱い)</p> <p>1. 当社は、会員から取得した個人情報および会員による本サービスの利用にあたり取得した情報 (以下「利用情報」といいます) を、以下の各号に定める目的で利用します。 <b>個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。</b></p> <p>(1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供及び提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため</p> <p>(ただし、<b>第3項</b>の共同利用のために各共同利用者が会員情報を取り</p>	<p>第35条 (個人情報の取扱い)</p> <p><b>1. 個人情報を取得する者：タイムズモビリティ株式会社</b></p> <p><b>2. 個人情報を管理する責任者：パーク24グループ個人情報等保護委員会 (事務局)</b></p> <p><b>&lt;連絡先&gt;E-mail : <a href="mailto:kojinjoho@park24.co.jp">kojinjoho@park24.co.jp</a></b></p> <p>3. 当社は、会員から取得した個人情報及び会員による本サービスの利用にあたり取得した情報 (以下「利用情報」といいます) を、以下の各号に定める目的で利用します。</p> <p>(1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供及び提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため</p> <p>(ただし、<b>第8項</b>の共同利用のために各共同利用者が会員情報を取り</p>

扱う場合は、当該共同利用者と会員の契約の内容及びその履行のために必要な範囲での利用を意味します)

(2)～ (6) (省略)

2. 当社は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供しません。

(1) 会員（本人）の同意を得ている場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(6) 利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合

(7) 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合

(8) 第3項から第7項に該当する場合

3. 当社は、ご提供いただいた個人情報および利用情報を、共同利用する場合があります。なお、共同利用に関する事項については、当社ホームページ (<http://www.timesmobi.co.jp/>) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて（以下、総称して「個人情報保護方針等」といいます。）」をご確認下さい。

4. 当社は、会員が本サービス、又は当社が別途提供する貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）に係るサービスを利用する場合であって、会員情報を用いる予約サービスを利用する場合、当社がフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーに対して、本サービス又はレンタカーの予約・当該サービスの利用に必要な範囲内で会員情報を提供するものとします。

5. 当社は、会員のクレジットカード情報（カード名義・カード番号・有効期間）を、当社ホームページ (<http://www.timesmobi.co.jp/>) 上に記載した「個人情報の取扱いについて」に定めるところに従い、サービス代金決済等の目的で利用します。

6. 当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり第三者に提供する場合があります。

(1) 第三者に提供する目的

第9条第6項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため

(2) 提供する個人情報の項目

氏名 住所 電話番号（その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報）

(3) 提供の手段又は方法

郵送、FAX 送信、口頭（電話）

(4) 当該情報の提供を受ける者

会員が利用した高速道路運営会社等

7. 当社は、以下の利用情報について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、利用情報から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。

(1) 主な利用情報

料金プラン、クラス、ステーション（出発、帰着）、車種、利用時間（予約、予約取消、実利用、延長、無断延長等）、利用料金、利用距離、ペナルティ料金、加減速度、最高速度、その他カーシェアリング車両車載機器記録情報等

(2) 利用目的

本サービスならびにパーク24グループ及びパーク24グループの提携先の提供する商品、サービスの改善、充実のため

パーク24グループ及びパーク24グループの提携先の新サービスの検討、実施ならびにインフラ基盤の構築・整備および安全管理の取組、

扱う場合は、当該共同利用者と会員の契約の内容及びその履行のために必要な範囲での利用を意味します)

(2)～ (6) (現行どおり)

4. 当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、会員情報・利用情報を第三者に提供することはありません。

(1) 第三者に提供する目的

第9条第6項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため

(2) 提供する個人情報の項目

氏名 住所 電話番号（その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報）

(3) 提供の手段又は方法

郵送、FAX 送信、口頭（電話）

(4) 当該情報の提供を受ける者

会員が利用した高速道路運営会社等

5. 当社は、適切な保護措置を講じたうえで、お預かり又は取得いたしました個人情報を第3項の利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。個人情報の取扱いの委託に際し、当社は適切な委託先を選定し、必要かつ適切な監督のための措置を講じます。

6. 当社は、当社が保有する個人情報に関して、本人又はその代理人から  
(1) 利用目的の通知、(2) 開示、(3) 訂正、(4) 追加、(5) 削除、(6) 利用の停止、(7) 消去、(8) 第三者提供の停止、(9) 第三者提供記録の開示のご請求があった場合は、「個人情報開示請求等手続きについて」に記載の要領で対応いたします。

<問い合わせ窓口>

パーク24グループ個人情報保護担当 E-mail : [kojinjoho@park24.co.jp](mailto:kojinjoho@park24.co.jp)

7. 当社が求める個人情報のご提供は任意によるものであり、個人情報をご提供いただけない場合は、当社の提供するサービスの全部又は一部がご利用いただけない場合があります。

8. 当社は、ご提供いただいた個人情報及び利用情報を、共同利用する場合があります。なお、共同利用に関する事項については、当社ホームページ (<http://www.timesmobi.co.jp/>) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて（以下、総称して「個人情報保護方針等」といいます。）」をご確認下さい。

9. 当社は、会員が本サービス、又は当社が別途提供する貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）に係るサービスを利用する場合であって、会員情報を用いる予約サービスを利用する場合、当社がフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーに対して、本サービス又はレンタカーの予約・当該サービスの利用に必要な範囲内で会員情報を提供するものとします。

10. 当社は、以下の利用情報について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、利用情報から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。

(1) 主な利用情報

料金プラン、クラス、ステーション（出発、帰着）、車種、利用時間（予約、予約取消、実利用、延長、無断延長等）、利用料金、利用距離、ペナルティ料金、加減速度、最高速度、その他カーシェアリング車両車載機器記録情報等

(2) 利用目的

本サービスならびにパーク24グループ及びパーク24グループの提携先の提供する商品、サービスの改善、充実のため

パーク24グループ及びパーク24グループの提携先の新サービスの検討、実施ならびにインフラ基盤の構築・整備及び安全管理の取組、実

<p>実施のため (3)提供先 パーク 2 4 グループ、パーク 2 4 グループの提携先、パーク 2 4 グループと契約関係のある損害保険会社、研究機関 (4)提供方法 書面若しくは電磁的な方法による送付 <u>または</u> 送信、口頭（電話等含む） <b>8.</b> 本条に定める他、当社の個人情報保護に対する取り組みについては、当社ホームページ（http://www.timesmobi.co.jp/）上に記載した「個人情報保護方針等」に定めるものとします。なお、本約款と個人情報保護方針等の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、「個人情報保護方針等」の内容が優先するものとします。</p>	<p>施のため (3)提供先 パーク 2 4 グループ、パーク 2 4 グループの提携先、パーク 2 4 グループと契約関係のある損害保険会社、研究機関 (4)提供方法 書面若しくは電磁的な方法による送付 <u>又は</u> 送信、口頭（電話等含む） <b>11.</b> 本条に定める他、当社の個人情報保護に対する取り組みについては、当社ホームページ（http://www.timesmobi.co.jp/）上に記載した「個人情報保護方針等」に定めるものとします。なお、本約款と個人情報保護方針等の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、「個人情報保護方針等」の内容が優先するものとします。</p>
<p>第 36 条（GPS 機能） 1. （省略） 2. 当社は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。 (1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。 (2)第 35 条 <b>第 2 項</b> に該当する場合。</p>	<p>第 36 条（GPS 機能） 1. （現行どおり） 2. 当社は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。 (1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。 (2)第 35 条 <b>第 4 項</b> に該当する場合。</p>
<p>第 37 条（ドライブレコーダー） 1. （省略） 2. 当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。 (1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。 (2)第 35 条 <b>第 2 項</b> に該当する場合。</p>	<p>第 37 条（ドライブレコーダー） 1. （現行どおり） 2. 当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。 (1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。 (2)第 35 条 <b>第 4 項</b> に該当する場合。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第 47 条（当社の金銭債務）</b> <u>1. 当社が会員に対して金銭債務を負う場合、別段の合意がある場合を除き、会員が指定する金融機関口座へ振込送金する方法によって支払いを行うものとします。</u> <u>2. 前項の債務が会員の故意又は過失に起因して発生した場合には、その支払いに係る振込手数料は、会員が負担するものとします。</u></p>
<p>第 48 条（利用申込） 1. ～ 4. （省略） 5. 法人会員は、登録運転者に関する <b>第 35 条第 3 項第 1 号所定</b> の利用情報について当社より提供を受ける場合、利用情報がプライバシー情報に該当する等、登録運転者の承諾が必要ときは、法人会員の責任において予め登録運転者の承諾を得るものとします。</p>	<p>第 49 条（利用申込） 1. ～ 4. （現行どおり） 5. 法人会員は、登録運転者に関する利用情報について当社より提供を受ける場合、利用情報がプライバシー情報に該当する等、登録運転者の承諾が必要ときは、法人会員の責任において予め登録運転者の承諾を得るものとします。</p>
<p>第 59 条（電気自動車の利用） 1. （省略） 2. 会員は、借受時の充電状態が満充電とは限らず、その場合、<b>会員の費用負担にて充電すること、また、</b>当該充電に要する時間も課金対象に含まれることを予め承諾するものとします。 3. ～ 4. （省略） 5. 会員は、電気自動車の返還にあたり、第 31 条、第 33 条の定めに従うほか、<b>充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続して返還するものとします。</b>なお、<b>充電器の充電ケーブルを電気自動車に接続しないで</b>電気自動車を返還した場合、会員は、対応に要した費用、及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。 6. 会員は、運転方法、走行状況、エアコン・カーナビ等の電気を使用する機器の使用状況等により、走行可能距離が変動することを認識し、<b>充電は会員の責任と費用負担において行う</b>ものとします。 7. 電気自動車が充電不足に起因して車両走行不能となった場合、会員がその責任を負うものとし、レッカー費用その他借受時のステーションへの帰着に係るすべての費用は、会員が負担するものとします。</p>	<p>第 60 条（電気自動車の利用） 1. （現行どおり） 2. 会員は、借受時の充電状態が満充電とは限らず、その場合、<b>必要に応じて、借受期間中に、当社の指定する方法で充電するものとし、</b>当該充電に要する時間も課金対象に含まれることを予め承諾するものとします。 3. ～ 4. （現行どおり） 5. 会員は、電気自動車の返還にあたり、第 31 条、第 33 条の定めに従うほか、<b>当社が定める方法により返還するものとします。</b>なお、<b>当社が定める方法以外で</b>電気自動車を返還した場合、会員は、対応に要した費用、及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。 6. 会員は、運転方法、走行状況、エアコン・カーナビ等の電気を使用する機器の使用状況等により、走行可能距離が変動することを<b>予め認識する</b>ものとします。 7. <b>利用中、</b>電気自動車が充電不足に起因して車両走行不能となった場合、会員がその責任を負うものとし、レッカー費用その他借受時のステーションへの帰着に係るすべての費用は、会員が負担するものとします。</p>